

議 事 録

第 21 回 定 例 総 会

令和4年4月11日

太田市農業委員会第21回定例総会議事録

開会日時 令和4年4月11日（月） 午後2時
 閉会日時 令和4年4月11日（月） 午後2時52分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
 (19人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
 9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
 13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
 17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
 (0人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
 (9人) 青木主任 松井主任 小島主任 大崎主事
 林課長補佐

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
 議案第6号 競売農地の買受適格証明願について (5条) (会長)
 議案第7号 下限面積 (別段の面積) の設定について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
 いて

協議事項 太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第21回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はありません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、3番 牛久保榮治委員 と 4番 永井幸二委員 のお二人をお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書の訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 台之郷町の土地 376㎡について、一般住宅用地として許可を得ましたが、申請人の都合により住宅の建築ができなくなったため、当該許可を取り消すものです。

2番 新田上江田町の土地 1,245の内749㎡について、農家住宅用地の敷地拡張として許可を得ましたが、隣接地の建築計画が変更になったため、当該許可を取り消すものです。

3番 新田上江田町の土地 499㎡について、一般住宅用地として許可を得ましたが、建築計画が変更になったため、当該許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員

番号1番ですが、譲受人は平成12年6月16日に分家住宅を造ることで許可を受けましたが、都合により建築できなくなったために許可を取り消したいということです。現地を確認したところ、取消し相当と意見決定しました。再度審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたしま

す。

議 長 続いて、番号2番及び3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 2番、3番について説明いたします。
当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、許可後に建築計画の変更があったため、許可を取り消すものです。特に問題なく、取消し相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番から3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は5件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番 鶴生田町の土地 田 1,551 m² 外3筆 計 5,096 m²、義父の遺言に従い申請地を取得し、耕作したい。

2番 西長岡町の土地 畑 310 m² 外1筆 計 332 m²、譲渡人より申請地を贈与したいと申し入れがあったので、受け入れ取得したい。

3番 西長岡町の土地 畑 396 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 新田中江田町の土地 畑 774 m² 外1筆 計 1,077 m²、より充実した農業経営を営みたいため、申請地を取得したい。

5番 新田上田中町の土地 畑 1,507 m² 外6筆 計 8,533 m²、申

請地を父より借り受け、農業に精進したい。

1番から5番につきましては、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番から3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 それでは、1番について報告いたします。夫である相続人が死亡したため、義父より遺言で農地の遺贈を受けたということでもあります。

本人に会ってきましたところ、農機具が盗難に遭い、所有しておりませんので、農業をするに当たりまして、リースして農業をやりたいということをおっしゃっていますが、本人は会社に勤めており、実際のところ、その時点にならないと判断がつかせないので、田植えのときが来るまで保留しまして、その時点で判断したいと思っております。したがって、保留ということですか。

議長 9番委員 保留ですか。今の時点だと判断がつかないんです。本人は会社に勤めていますし、まして女性でありまして、機械も持っていないということでもありますので、ちょっと保留にしたほうがいいのか、そのように私は判断しました。なお、地区協議会においては、よかろうということになったんですが、その後いろいろ考えた末、やはり保留にしたほうがいいのかというふうに思いついたわけでもあります。

議長 事務局 それでは、事務局へ回しますので、事務局、お願いいたします。本案件につきましては、遺贈による農地の取得になりますので、農地法第3条の許可の要件を満たす必要があります。今、9番委員から報告がありました申請人が農機具を所有していないということなんですけれども、申請書の中では、必要な農機具についてはリースをする予定ということになっていますので、特段問題ないというふうに事務局としては考えております。

2番委員 同じ地区協議会の一員なんですけど、これについては地区協のほうでは遺言書、公正証書によって相続をしている、遺贈するという事なので、これは許可相当というような結論が出たんです。だから、それを、今度は保留というのはちょっと解せない部分があるんですけども、

どう扱ったらいいんでしょうか。私はこのまま許可すべきだと思うんです。

議 長
会 長

第3地区の方は2番委員と9番委員だけでしょうか。
今の2番委員と同じで、地区協で相当話合いをした結果、許可相当でいいだろうということで一応決定したわけです。

議 長
9番委員

9番委員、許可相当ということで。
では、もしその時点で、67歳の女性が会社に勤めながら、機械もなくリースをしてできるかできないか、それは今の結論で、分からないのではないですか。ですから、判断がつくまで保留にしたほうが私はいいのではないかと思うんですよ。以上です。

2番委員

だから、地区協のときに協議すべきことだと思うんですよ。地区協で決まったことを要するに自分の私的な感覚で、ここに来て覆されても、我々は、同じ協議会としてそれは同調できないわけですよ。
だから、今の意見はどうかなのというのは、そういう概念があります。そういうことです。だから、極端に言えば、地区協の決定をそのまま出していただきたい、そのように思っています。

9番委員

地区協議会の時点ではそう思ったのだけれども、もっと考えてみて、本人と会ってくれば、考えも変わってくるものなんじゃないでしょうか。

2番委員

だとすれば、今日の前に地区協から時間があつたわけですよ。そのときも我々とすれば情報が欲しかったわけですよ。だから、そういう過程を踏まずに、こういうところでぱつと言われた場合に、いいか悪いかは別にしても、手法がちょっと違っているのではないか、そういうふうな感じがするんです。そういうことなんですよ。

9番委員

なるほどね、それは申し訳なかったです。悪かったです。

議 長
9番委員

9番委員、どうでしょうか。
事務局もそういうことを言うてくるんでしたら、許可相当でいいんじゃないですか。だから、そのときにどういう結論になるか、許可相当ということで置いても、それではなくて、私は作れませんということがあっても、私自身とは関わりがありませんので、よろしくお願ひします。

議 長

それでは、ほかの第3地区の委員さんは賛成ということで、この案件を賛成か否かでいいですか。

2番委員

追加してちょっと申し上げますけれども、このときに内情とすれば、耕作放棄地になる可能性があるかもしれない、ただ、公正証書の歴然たる遺言証書があつて、それに基づいた法律的な手続ですから、これ

については耕作放棄地の可能性があるかもしれないけれども、それについてはその時点でまた考えましょう、そういうことになった経過があるんです。ですから、そういうことを踏まえた場合に、今、9番委員が言ったように、個人的な考え方の変更によってここで覆すことができるかどうか、その疑問があるわけなんです。だから、それに対して、それはちょっとルール違反ではないんですかと、そういう感覚を私は持ったんです。

9番委員　　もういいです。任せますよ。私がここで幾ら言っても別にあれだろうけども。

2番委員
議　　長　　だから、そのときに議論を尽くしたかは別なんですけれども。それでは、先に進めたいと思います。2番、3番、よろしく願います。

2番委員　　では、2番、3番について、会長に代わりましてご報告をさせていただきます。

2番、3番とも、西長岡の集落内の農地、畑ですけれども、まず2番については、耕作がなかなかできなくなりましたので、隣接をする所有者に贈与をしたい。それと3番についても、相続によってもらったのですが、これもやっぱり耕作ができないという状況ですので、知人の方に譲り渡したいという考え方です。

地区協で話しました結果、場所も場所ですし、新しく作る人がいるということはいいことですから、許可相当というふうに認めましたので、再度協議のほどお願いいたします。

議　　長　　それでは、第3地区協議会より番号1番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委　　員　　なし。

議　　長　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手　全員)

議　　長　　全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議　　長　　続いて、番号4番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員　　4番についてお答えします。

譲受人は、農業経営を拡張したいということで申請が出ました。現地確認をしたところ、周りに支障はないと地区協として判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番委員 続きまして、番号5番について説明いたします。
当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果、現地は農地のため特に問題なく、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号4番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は6件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 吉沢町の土地 299㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
自動車整備工場用地として転用するものです。

2番 新田市野井町の土地 140㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 新田市野井町の土地 202 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「農業用施設に供するもの」につきましては例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農業用倉庫用地として敷地拡張するものです。

4番 新田市野井町の土地 563 m² 外1筆 計987 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として転用するものです。

5番 新田上江田町の土地 303 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

6番 大原町の土地 187 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所藪塚本町庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されま

す。
物置兼農作業場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

6番 委員 この場所は北部運動公園と北関東道の間に位置する場所です。そこで、既にご先祖様の時代に許可を得ないで駐車場として利用しておりまして、始末書を出しまして、新たに自動車整備工場を営むという案件です。関係各条に照らし、特段問題ないと思います。再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番 委員 2番、3番、4番について私から提案させていただきます。
2番、3番の関係につきましては、この後、議案第5号で申請人の息子が、子どもも大きくなったので、屋敷のところに家を新築したいというようなことで進めましたが、調査をしたところ、この2番、3番の両方の物件が農地法の許可を得ずにもう造ってあったということの違法が見つかりまして、これを修正したいということでございますので、第5地区としては承認でいいのではないかとということでもあります。
それから、4番につきましては、この家は伊勢崎足利県道の端にありまして、ここは毎朝通勤で、すごいラッシュになりまして、伊勢崎足利県道のほうが少し高く、こちらの北側の屋敷のほうは低くなっております。農機具の車両は結構ゆっくりなので、なかなか道に出られないということもあり、今、住んでいる家の裏の方にある自分の畑に、全部移動するということがあります。あの混雑を見ると、確かに事故でも起きたら大変だと思いますので、第5地区としては承認ということで一応決定したわけでございます。再度ご審議をお願いいたします。
- 5番 委員 続きまして、5番を報告いたします。
番号5番について調査したところ、許可を得ずに農家住宅の敷地の一部として使用していたことが判明しましたため、是正するものです。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番から5番を許可とすることに決定

いたします。

議 長 続いて、番号6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 議長に代わりまして申し上げます。
議案第3号6番は、父より相続したが、農地法の許可を得ず物置用地として使用しており、是正するものです。
当地区協議会で許可基準に基づき調査した結果は、現地を確認したところ周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は2件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番、脇屋町の土地について、露天資材置場として許可を得ましたが、転用を行う前に娘夫婦が太田市へ転居することとなり、当該土地に住宅を建築することとなったため、権利を承継するものです。

2番、大原町の土地について、一般住宅を建築するために許可を得ましたが、親所有の土地に住宅を建築することとなり、計画がなくなったため、権利を承継するものです。

ご審議のほど、よろしく願いします。

- 議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 2 番委員 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、昨年8月に露天資材置場として許可を得たが、転用前に娘夫婦が太田市に転居することになり、この土地に住宅を建築することとなり、当該許可を継承するものです。
現地を確認したところ、前回、確認したときと変わっておらず、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 3 番委員 議長に代わりまして申し上げます。
2番について、当地区協議会で許可基準に基づき調査した結果は、現地を確認したところ周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。なお、議案第5号30番と関連するものです。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は31件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数31件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 504 m² 外2筆 計 3,825 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

有料老人ホーム・老人デイサービスセンター用地として転用するものです。

2番 新道町の土地 331 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 由良町の土地 196 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 脇屋町の土地 490 m² 外1筆 計 657 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

5番 脇屋町の土地 1,253 m² 外2筆 計 1,929 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

6番 矢場町の土地 447 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 台之郷町の土地 376 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武伊勢崎線葦川駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 東長岡町の土地 663 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

9番 熊野町の土地 580 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 426 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 433 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 468 m² 外3筆 計3,348 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 321 m² 外2筆 計476.43 m²、農地区分 第二種、店舗併用住宅用地として転用するものです。

14番 東今泉町の土地 1,102 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

調剤薬局用地として転用するものです。

15番 原宿町の土地 505 m² 外3筆 計4,913 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

16番 新野町の土地 626 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 成塚町の土地 270 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武桐生線治良門橋駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

18番 寺井町の土地 283 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 尾島町の土地 120 m² 外3筆 計331 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 安養寺町の土地 255 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

21 番 新田木崎町の土地 397 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田木崎町の土地 49 m² 外1筆 計96 m²、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

23 番 新田赤堀町の土地 365 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24 番 新田村田町の土地 1,038 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

25 番 新田市野井町の土地 190 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

26 番 新田上江田町の土地 281 m² 外1筆 計353 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

27 番 新田上田中町の土地 1,474 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

養魚池用地として転用するものです。

28 番 新田金井町の土地 331 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 山之神町の土地 879 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

30 番 大原町の土地 629 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

31 番 大原町の土地 363 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広

域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所藪塚庁舎から概ね 500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番について、私から報告させていただきます。
番号1番は、有料老人ホーム、老人デイサービスセンター用地としての申請です。
当地区協議会にてチェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もなく許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、お願いいたします。

12番委員 続いて、番号2番から5番まで、第1地区より報告いたします。
番号2番の申請人は借家に住んでおり、資金の都合がついたため、自己の住宅を建築したいとの申請です。
番号3番は、県外に住んでおりましたが、職場に近い申請地を取得して自己の住宅を建築したいとの申請です。
番号4番は、議案第4号1番の関連で、申請人は借家に住んでおり、将来のことを考え、申請地を両親より借受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、いずれも周辺は住宅地で、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
続きまして、番号5番の譲受人は、新田東部工業団地にて倉庫を計画しており、駐車場が不足するため申請地を取得して、駐車場として利用したいとの申請です。現地を確認したところ、建設中の倉庫に隣接した雑木林に近い畑で、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 長 番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号6番から15番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 番号6番ですが、第2地区より報告いたします。
譲受人は太田市の民間アパートに住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。譲渡人は、専業主婦としておりましたが、家庭菜園も高齢なために耕作できなくなりました。農地を処分し、生活の安定に役立てたく売却したい。
- 番号7番ですが、譲受人は太田市内のアパートに住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。譲渡人は、農作業の縮小のために売却したい。以上、調査した結果は、周辺農地への支障もないため、承認相当と意見決定しました。再度審議のほど、よろしく願いいたします。
- 14番委員 8番、9番を報告します。
8番は、足利に住んでいる人が住宅を建設するために土地を取得するものです。現地調査をしたところ、周辺がほとんど住宅で、ここの1軒だけが残っているところなので、周辺農地に影響はないので、許可相当と意見決定しました。
- 続きまして、9番、譲受人は食堂を経営しており、従業員の駐車場として現地を取得するものです。現地調査をしたところ、ほとんど山で農地に影響はないので、許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いします。
- 1番委員 続きまして、10番から13番までお伝えします。
まず、番号10番、11番の譲受人は、借家に住んでおり、資金の都合もついたので申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 続きまして、番号12番の譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、再生可能エネルギー開発事業を拡大するため、太陽光発電に適した申請

地を取得し、太陽光発電を設置したいということです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号13番の譲受人は、美容師をしており、独立するため、申請地を取得し、店舗併用の住宅を建築したいということです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

6番 委員

14番をご説明いたします。

総合病院の前に薬局を建設しようとするものです。これは農振法の除外がなされておりまして、また、周辺農地への影響もないということで、関係各条に照らし、問題はないと思います。以上です。

4番 委員

15番について、4番より説明いたします。

この案件は露天駐車場用地、この用地につきましては、令和3年10月に農地利用計画の変更が認められた土地であります。周辺農地の営農条件にも支障がなく、また、許可基準から見た判断も問題ありませんので、地区協議会では許可相当と決定しました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号6番から15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号6番から15番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号16番から18番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番 委員

それでは、16番を報告いたします。

借家に住んでおり、将来のことを考え、勤務先や実家に近い申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築したいということでもあります。
現地を確認いたしましたが、当地は2面が道路に接し、1面が宅地に接しており、農地には接しておりませんので、何ら問題ないわけであり。以上です。

- 2番 委員 17、18番について説明します。
これは両方とも自己の住宅を建設するということですが、まず17番については、治良門橋駅のすぐ北側の集落内です。それと18番については、寺井町のお寺の前のほうのやはりこれも集落内ですので、他の農地に対する影響もないので、第3地区としては許可相当と認めました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号16番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号16番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号16番から18番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号19番から20番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 19番、20番を説明いたします。
19番は住宅用地、20番は露天駐車場用地、この2件とも農地には何の支障もないため、当協議会では許可相当と意見決定いたしました。再度の審議、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号19番から20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号19番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号19番から20番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号21番から28番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 19番委員 21、22、23番についてお答えします。
21番は自己の住宅の新築、22番は住宅の建築において通路として利用したい、23番はやはり自己の住宅の新築ということで、現地確認をしたところ、周辺農地に支障がないと判断いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7番委員 それでは、24番、25番につきまして、第5地区からご説明します。
24番につきましては、現状、保育園を経営しております、それが今度から幼稚園も兼ねたこども園になるということで、駐車場が不足するというようなことをございまして、この駐車場を拡大したいということでもあります。現場を見ても周辺農地には何ら影響もないと思われまます。そういうことで、第5地区としては承認したいということでもあります。
25番の関係につきましては、第3号議案で出てきた申請人の長男が、子どもも大きくなったので、新築をしたいということでもありますので、周りに影響はないと思われまますので、承認ということを決意いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。
- 5番委員 続きまして、報告します。
番号26番から28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号26、27番については、一般住宅用地としての転用です。
番号27番については、養魚池用地としての転用です。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号21番から28番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号21番から28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号21番から28番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号29番から31番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 1 1 番委員 29 番について説明申し上げます。
 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果ですが、譲受人は、業務拡張に伴い、駐車場が不足しているため、申請地を買入れ、露天駐車場として利用するものです。
 現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 1 3 番委員 議長に代わりまして申し上げます。
 30 番と 31 番について、当地区協議会で許可基準に基づき調査した結果は、30 番は建売分譲住宅用地として、31 番は、子より申請地を借受け、自己の住宅を建築するものです。
 現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 29 番から 31 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号 29 番から 31 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 29 番から 31 番を許可とすることに決定いたします。
 なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
 また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議 長 続いて、議案第 6 号 競売農地の買受適格証明願が会長宛てにあつたので、決定を求めます。
 提出件数は 1 件です。
 事務局より、提案をお願いいたします。

| | |
|----------------|---|
| 事務局 | 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する |
| | 1番 山之神町の土地、競公売執行機関、関東信越国税局、競公売期間令和4年4月7日から令和4年4月14日です。農地区分 第二種、貸露天資材置場用地として転用するものです。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。 |
| 議長 | 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。 番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |
| 11番委員 | 6番について報告申し上げます。 番号1番ですが、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果なのですが、願出人は申請地の隣接地で不動産賃貸業を営んでおりまして、貸露天資材置場として利用するために今回の公売に参加するものです。 現地を確認したところ、周辺農地への支障はないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。 |
| 議長 委員 議長 | ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。 なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番に買受適格証明書を交付することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| 議長 | (挙手 全員) 全員賛成でありますので、番号1番について買受適格証明書を交付することに決定いたします。 なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高値買受申出人または次順位買受申出人となり、当該申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可といたします。 |
| 議長 | 続きまして、議案第7号 今年度の下限面積の設定について、議案書のとおり定めるので、決定を求めます。 事務局より提案をお願いいたします。 |

事務局

議案第7号 下限面積の設定についてでございますが、これは農地法第3条で、農地に権利を設定する場合及び権利を移転する場合に必要な耕作面積の下限を定めるものです。農地に権利を設定する場合及び権利を移転する場合については、農地法第3条により農業委員会の許可を受けなければなりません。このとき農地法第3条第2項第5号にて権利を取得しようとする者またはその世帯員等がその取得後に耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作または養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ha、都府県では50aに達しない場合は許可することができないと定められております。これに対し、平成22年12月22日付で「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、農業委員会が毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなりました。これに基づいて、今年度の下限面積の設定について決定をお願いするものです。

現在の太田市の下限面積は50aと設定されておりますが、この面積は管内の農家の経営規模と耕作放棄地の割合から判断して定めることとされております。農家の経営規模は、農地法施行規則第17条第1項に基づく判断になりますが、これは区域内農家の経営規模が小さい地域は50a以下と定めてもいいということでもあります。太田市の状況では、50a未満の経営規模の農家の割合が全農家の4割以上に達していません。また、遊休農地の割合が0.90%であり、農地法施行規則第17条第2項で定める遊休農地が著しく多い地域にも該当しないため、下限面積の変更を行わないことと提案をさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決したいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見聴取した3月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会

長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、3件提出されております。
内容につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、30件提出されております。
内容につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、19件提出されております。
内容につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、8件提出されております。
内容につきましては、記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご質問等もないようですので、続いて、協議事項、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、決定を求めます。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。
別紙の資料をご覧ください。農業委員会に関する法律第7条第1項に基づき作成しております太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定につきましては、これまで説明会や地区協議会にて皆様に改定内容についてご協議を行っていただいていたところでございます。これまで質問等ありまして、人・農地プランの実質化についてや、農地パトロールの調査区域割りについてご意見をいただいておりますが、人・農地プランにつきましては、今後、農業政策課と推進

について協議をしてまいります。また、農地パトロールの調査区域割りにつきましては、本年度のパトロールの資料作成時にご協議をさせていただきたいと思っております。皆様からのご意見を参考にさせていただきまして、指針の改定案を作成しましたので、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 長 ただいま事務局より報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採択いたします。事務局の提案のとおり、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、事務局提案のとおり決定いたします。
以上で第21回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和4年4月11日（月） 午後2時52分